

# 産業廃棄物処分量許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉 市 長 新 原 芳 明



許 可 の 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 1 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平 成 3 2 年 9 月 1 5 日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理（造粒固化）

### 産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・鉍さい

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉍さい 1, 200 m<sup>3</sup>/日（8時間）

### (2) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉍さい 1, 200 m<sup>3</sup>/日（8時間）

## 3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づく許可若しくは届出が必要な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼働はそれらが完了した後に行うこと。

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、維持管理状況及び環境保全措置方法を記載した書類を関係書類を添えて提出すること。

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年9月16日

平成30年3月1日

平成30年10月10日

平成31年3月14日

平成31年4月24日

新規許可

許可証再交付

許可証再交付

許可証再交付

許可証再交付

以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~